淀川水系流域委員会 第5回利水部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下 の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧 下さい)。

川上委員 槇村委員

日 時:平成15年10月24日(金)13:00~15:00

場 所:カラスマプラザ 21 大ホール

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

これより淀川水系流域委員会第 5 回利水部会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所で務めさせて頂きます。私、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いします。審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせて頂きます。

配付資料は、今日は午前中に治水部会が開催されましたので共通のものとなっております。治水部会から参加されておられる方はお手元の資料を続けてご使用下さい。

まず、「発言にあたってのお願い」。「議事次第」、資料 1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」。資料 2 - 1「治水部会意見(案)031024 版」、こちらは治水部会の方で使用した資料です。資料 2 - 2「利水部会意見(案)031015 版」、こちらは委員の皆さまに、10月 16日にファクスでお送りしたものです。資料 3 - 1 は、10月 19日に委員の皆さまにお送りした「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書第 部 - 河川整備の方針について・(案)031019 版」です。資料 3 - 2、こちらがこの意見書第 部の案に対して今現在で寄せられている意見です。10月 26日締め切りで今意見募集中のものです。

そして、資料 4-1 整備内容シートについての意見案(意見書作業部会とりまとめ案) (031019 版)」。これも 10 月 19 日に皆さまにお送りしたものです。資料 4-2、こちらが整備内容シートについての意見案に対して委員から寄せられているご意見です。こちらも 10 月 26 日締め切りで意見募集中のものです。資料 5「10 月~12 月の委員会、部会、運営会議の日程について」、参考資料 1「委員および一般からのご意見」。参考資料 2、こちらは基礎原案に対して委員から今現在で寄せられているご意見です。そして一般傍聴の方には、共通資料としまして「淀川水系河川整備計画基礎原案:河川管理者からの提供資料」を配っております。

なお、参考資料 1 はカラー資料となっております。一般傍聴の方には白黒での配付になっておりますので、カラーがご覧になりたい方は受付に閲覧用を置いておりますので、そちらでご覧下さい。

委員席及び河川管理者の席には審議の参考として頂くために机上資料を置いております。 1人1冊置いているものとしまして、基礎原案、基礎原案に係る具体的な整備内容シート、整備内容シート事業一覧表があります。また、1テーブルに1冊、意見書(素案)030930版とそれに対して委員から出された意見をまとめた資料、意見書の第一部の案とそれに対して委員に出された意見をまとめた資料、基礎原案に係る具体的な整備内容シートに対して寄せられた委員からの意見、10月17日の運営会議に提出された各部会のとりまとめ(案)の資料、あと委員会及び各部会に文書で提出された説明資料(第2稿)に対する意見をとじた資料、提言の冊子、提言の別冊、そして河川管理者説明資料関係ファイルをそれぞれ置いております。

次に、前回の委員会以降、一般の方々から流域委員会に寄せられた意見についてご報告いたします。

参考資料 1 をご覧下さい。こちらは、前回の委員会以降、一般の方から 13 件意見が寄せられております。一般からの意見としまして、「余野川ダムの検討の前に検討すべき明らかな課題について」と題する意見、9 月 5 日提出の基礎原案に対する意見、以前に寄せられ

た「大津放水路二期区間の継続実施にかかる要望書」に関するこれまでの浸水氾濫状況資料というものが追加で届いております。カラーの地図も添付されておりましたが、サイズの関係で掲載を省略させて頂いております。席の後ろに閲覧用として地図を貼っておりますので、そちらをご覧頂きますよう、よろしくお願いします。そして、「水需要精査についての質問」と題する意見、「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書(素案)に対する意見とお願い」という意見書。自然を大切にする施策に賛成、ダムは必要ないといったご意見。宇治・塔の島の景観・環境の復元の要望、「淀川水系河川整備計画に関して質問および意見」、「意見書(素案)訂正検討依頼」と題するご意見、ダムに関する新聞記事と意見。川上ダム建設に関するご意見、こちらはお二人から寄せられています。あと「京都府企業局の水需要精査について」と題するご意見、以上の13件が寄せられております。

なお、参考資料 1 にミスプリントがありましたので訂正させて頂きます。参考資料 1 の 419 - 2 ページの (注 3)の「宇治川の内訳は」と書いているところで、天ヶ瀬ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、丹生ダムの 4 つをくくって暫定水利権としておりますが、これがミスプリントで、下 3 つ、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム、丹生ダム、この 3 つをくくって暫定水利権とするのが正しいということです。訂正させて頂きます。

本日は、一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には「発言にあたってのお願い」をご一読した上で発言下さいますよう、お願いします。なお、委員の方の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後議事録を作成しますので、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前を頂いた上で発言頂きますよう、よろしくお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くかマナーモードに設定頂きますよう、よろしくお願いいたします。

本日は15時に終了させて頂く予定になっております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、審議に移りたいと思います。池淵部会長、よろしくお願いします。

池淵部会長

それでは、審議に入りたいと思います。本日は、10 月 29 日の淀川水系流域委員会に提出する利水部会としての意見のとりまとめについて最終的な議論をお願いしたいと思っております。整備内容シートにつきましても、項目は少ないのですが、利水部会に関する部分について、意見交換ができればと思っております。

利水部会としては本日が最後の部会という位置付けにしたいと思っております。2 時間という短い時間で恐縮ではありますが、その辺りに焦点をあてて意見交換ができればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、まず庶務の方から委員会並びにその他の部会の報告等を簡単にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、資料 1 と資料 5 の 2 ページ目、3 ページ目をご覧頂きながらご説明申し上げたいと思います。

[省略:資料1「委員会および他部会の状況報告(提言とりまとめ以降)」]

池淵部会長

今、報告等を頂きましたが、何かありましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

委員会意見書のとりまとめについては 部から 部ということで、とりわけ 部にあります利水部会としてのとりまとめをお願いしたいと思います。それから、「 河川整備の内容について」をある程度確定するということです。また、それを「 河川整備の方針について」に対する全体のとりまとめと整合をとりながら集約していきます。

資料 2 - 2「利水部会意見(案)031015 版」を委員の皆様に事前にお配りしておりまして、意見等も頂いております。資料の 2 - 2を少しご覧頂きたいと思いますが、利水部会検討会等々で頂いた内容等を少し取り込んで、基本的スタンスのところから各項目別の指摘事項、これは基礎原案の 3 章、4 章に相当する利水部会関連のところを抽出し、意見をとりまとめているということです。

最初の「はじめに」を入れるか入れないか、これは他の部会とのフォーマットに合わせたいと思います。

それから、資料 2 - 2 の 1 ページ、「1 基本的な考え方」の中でアンダーラインを付したものが少し修正、強調したところであるということで見て頂ければと思います。基本的には従前から書いてきておりますが、「望む」や「望まれる」という表現ではなく、「必要である」や「明記すべきだ」という「べき」論的に少し文章の強さを出していくという修正を行っております。

河川管理者の基礎原案に対しては、「1基本的な考え方」の一番下にありますように、一定の評価はするものの、「利水についての基本的な考え方として新しい理念を明確にする意味で、『利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わないものとし、水需要の抑制・管理を進める。』との主体的な姿勢を明記すべきである」ということで意見とりまとめの基本的な考え方を付記しております。

それから、「2 各項別の指摘事項」ということで、以下幾つかの項目があります。全体を通じて各項別の関連、或いは全体としてこういう指摘等もあるという、そういった部分にアンダーラインを付しております。

それから、以下は「(1)水需要の抑制」ということで、基礎原案の4章に沿った形で指摘させて頂いております。大きくは、水需要の抑制と渇水への対応、それから一部整備内容シート等にもありますが、水需要管理協議会、これら3つを全体のフレームとして構成しております。

それで、「1)水需要の抑制」については、政策的に水需要の抑制へ誘導する方策と具体

的な節水対策とがあり、この両者がうまく機能することにより、水需要の抑制が可能になると考えられる」という視点を追記すべきだと書いています。

あと、アンダーラインで付してあるように、水需要の抑制というものについての指摘事項のまとめをつけさせて頂いております。

「(2)水需要の精査確認」というところにおきましても、従前から議論してきた内容を踏まえながら、当然かも知れませんが、ここでは「現在事業中の各ダムに関わる水需要の精査確認は早急に実施すべきである」と書いています。それから、水需要は水利権更新の際に精査確認していると基礎原案にありますが、それでは相当長くかかると思います。早く水需要の精査確認の見直し計画を立てるべきだと書いています。特にダムに関わるものについては早急に実施すべきである、と強調しております。

それから、河川管理者におかれましても、水需要の実態動向を把握して、いろいろな節水技術の進展を盛り込んだ水需要予測を行うと同時に、そういった体制なり誘導を積極的に進めるという内容等も付加しています。また、「こう言った点から、水需要の精査確認、水利権の見直し及び適切な用途間転用が、早急に実施されることを期待する」ということを付記しております。

「3)水利権の見直しと用途間転用」については従前ご議論頂いた内容で、ここにおいては「用途間転用は工水から上水だけでなく、農水から上水へ、上水から上水へ、農水から 農水への可能性も検討できないか」という注文をつけております。

それから、「4)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」というところにおきまして も従前から議論しておりますが、ここの2行目と一番下のところに少しアンダーラインを 付して書いています。

「(2) 渇水への対応」については、渇水調整ルールにつきまして、提案の内容では、一番下に書いてありますが、「利水者の困窮度を反映しないばかりか投資力のあるユーザーが有利になる弱者切捨てにつながるおそれがある」、「水需要抑制の努力を反映できる新たな渇水調整方式の確立が望まれる」としています。それを具体化する方向で検討すべきだということを書いております。

最後の「(3) 渇水対策会議の改正を調整 - - 水需要管理協議会 」 これについてはその構成メンバーに市民団体、地域住民等複数名が参加すべきであるということを追加しております。

以上、「利水部会のとりまとめ(案)」を修正しまして、委員の皆さま方に事前に配付してご意見等を賜わるとさせて頂いております。現時点では事前に意見はもらっておりませんが、本日、「利水部会のとりまとめ(案)」について最終的に合意できるところまで意見交換をして頂ければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

寺田委員、どうでしょうか。最初に口火を切って頂きたいと思います。

寺田委員

この前の検討会で意見が出たところは殆ど修正してもらったと思いますので、特に特別な意見はないのですが、ちょっと細かいところの指摘でよいですか。

「1 基本的な考え方」の第3段落に「とりわけ琵琶湖・淀川水系にあっては」ということで、結びに「上記転換は可能である」と書いてあります。上のところの「転換する必要があると提言した」ということに対する部分として、これはこれでよいのです。前の案もこうなっていたのですが、その時にちょっと気がつかなかったのです。文章の表現として、「転換は可能」というよりも、とりわけ琵琶湖・淀川水系では利水の水量面からいっても既に十分な安定した確保がされているという点から言えば、「転換の条件が整っている」と、そういう趣旨だと思いますのでそういう表現の方がよいかなと思います。

池淵部会長

桝屋委員、水需要の抑制のところをまとめて頂いたのですが、他の部分につきましても 何かコメントがありましたらお願いしたいと思います。

桝屋委員

私も専門家ではないのですが、水需要の1)と2)はちょっと書き直して欲しいという話で、今まで出てきた議論も含めて全面的に書き直させて頂いたのですが、まだ物足りないところがあるという気もしますので、ご意見を頂けたらまた直していきたいと思います。

寺川委員

今日の日本経済新聞の朝刊を資料として皆さまのお手元に配らせて頂いていると思います。新聞記事は今回が7回目ということで最終回になっているのですが、これに関して発言したいと思います。

今日の記事では「下がらぬ計画給水量」、「補助目あて実績と大差」ということで、近畿の主な水道事業者の給水事情という表をつけて出されております。この辺は調べて出されているものだと思いますが、これまで利水の問題を考えてきた時、特に水需要の精査について精査確認を早急に実施すべきだということを言っておりますが、整備局の方からはまだ明確な資料は出ていません。しかし、これまで私や関西のダムと水道を考える会の野村さんの意見でも、水需要、水あまりということが指摘されてきたわけです。そういった意味で、整備局の方から明確な返答は出てないのですが、水需要の精査がこういった実態になっているという予測をしてもよいと思います。

そういう意味で、記事の表で見る限り、現在の給水能力は和歌山市を除いて殆ど現状で最大給水量を上回っており、これ以上果たして水が要るのかという辺りが指摘されているわけです。ご存じの通り、既に大阪府については丹生ダムと大戸川ダムから撤退したいという意向が明確になっておりますし、阪神水道企業団においてもそういった方向で考えているということも明らかになってきています。

参考資料 1 の野村さんの資料を見ますと、日本経済新聞の記事が 1 から 3 まであるのですが、特に 417 - 3 ページの 2 ですね。ここを見て頂きますと、「滋賀県『琵琶湖』の威光」ということで「大阪府のダム撤退縛る」というのがあるのです。この記事を私も注目していまして、今後この辺はどうしたらよいのだろうと思うわけです。

滋賀県が7月に条例を公布しているのですが、その中で「ダム計画の変更・廃止や水利権転用を協議する際には、県議会の同意を必要とする条例だ」ということで、いわゆるダム計画の変更・廃止、或いは水利権転用をやろうと思いますと、県議会の同意を得なければならないという条例をつくっています。その後は滋賀県の事情というところが出ておりまして、明確に現時点では滋賀県としては「水需要の精査確認によって、ダムが要らなくなるのは容認しがたい」というようなことを知事が発言しているという記事であります。

利水だけではなく、川と淀川水系の水をどのように考えていくのかということはこれまで利水部会はもちろん流域委員会の方でも考えてきているわけです。その集約が利水部会の意見のとりまとめ(案)なのですが、その中に、そういった部分に対してどういった意見や方向性が入るのかどうかという意味で、議論が必要ではないかなという感じがちょっとしましたので、発言させて頂きました。

池淵部会長

今おっしゃった内容等について、利水部会とりまとめ(案)では、「2)水需要の精査確認」のところに、「水需要の精査確認は、実態を調査の上、権利と実態の乖離が大きいものから見直し計画を立て早急に実施していく」、それから「現在事業中の各ダムに関わる水需要の精査確認は早急に実施すべきである」ということで、この文案をもってそれに対応すべきだというようにとりたいと思っているのです。もしご意見があるとすれば、文章を少し頂ければ、それを斟酌して加筆してもよいと思います。

今問題提起された点について、他の委員はいかがでしょうか。利水部会のとりまとめという形でスタンスとしては共通として、「新規の水資源開発は原則として行わないものとし」というところで、自治体等の協議なり、法的な手続論というものの指摘があったのですが、ご意見いかがでしょうか。

今本委員

利水とりまとめ(案)は、基礎原案への意見書ですから、確かにその辺のところは落ちています。新聞に左右されるわけではないのですが、比較してみると、やはりこの回答はちょっと弱い気がするのです。是非入れた方がよい気がします。

それと、もう1つ気になりますのは、委員会としての意見書、今日の資料3-1についている利水の部分を見ますと、1-13ページの「(4)水需要の予測」、これが基礎原案で取り入れられてないということを書いているわけです。ところが、利水部会の方からは水需要のことが抜けているのです。これは、委員会のとりまとめと部会のとりまとめとの整合性を図るという意味からも、入れた方がよいと思います。

池淵部会長

今、今本委員のおっしゃったのは、利水部会とりまとめ(案)に「水需要の予測について」の項目を立てるということですか。

今本委員

そうです。「その他」ではちょっと弱いのではないかと思います。やはり水需要予測の項目は立てておいた方がよいのではないかと思います。

池淵部会長

前者の方は、もし入れるとすればどの文案がよろしいですか。この水需要の精査確認という中で。

今本委員

結局、基礎原案の方に需要予測のことが触れられてないのです。そのために基礎原案に対する意見を書いていた時には落ちてしまうわけです。ところが、委員会の意見書の方は水需要の予測という大事なことが落ちているではないか、このことをちゃんとしなさいということを書いているわけです。ですから、肝心の利水部会の方でそのことが抜けているというのは、まずい気がするのです。

池淵部会長

では、それは追記して、項目を立てて書かせて頂きます。

今、条例や県議会や、そういう手続論の話があって、それを水需要の精査確認という範疇に入れるのか、もし文章化するとすればどのように書くか、或いはここでもう少し議論をする必要があるのであればした方がよいのでしょうか。

寺川委員

基礎原案の18ページの「河川整備の基本的な考え方」の6)ですが、4つの「・」のうち、3つ目の「水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の契約の内容を見直す。また、水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」が利水部会の意見の「1基本的な考え方」の最後に書いています「6.にかかげられている4つの項目の1つに、利水についての基本的な考え方として新しい理念を明確にする意味で、『利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わないものとし、水需要の抑制・管理を進める。』との主体的な姿勢を明記すべきである」に対応してくると思っております。「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体」と基礎原案で書いておりまして、今の件についてはこういったところに入ってくるという感じを受けたわけです。もう少しこの辺を流域委員会としてきちんと意見にしたいと思います。

寺田委員

今、寺川委員が言われた基礎原案の18ページの6)の3つ目の「・」のところは、利水部会とりまとめ(案)の前の案の時は、その前提として「新規の水資源開発は原則として行わない」ということを明確にした上でこの後を続けて、水需要の抑制・管理を進めるとしています。そのためにも水需要予測の見直しを踏まえなくてはいけないということも入

っていたのですが、この前の議論で簡略化することになったのです。ですから、先ほどの 今本委員の方のご意見ももっともなことなので、元の案に戻るというのではなくて、ここ をもう少し、需要予測のことも盛り込んだ形で論述をしておく方がよいかもしれません。

もう1つ、今日の案でも、後の方の「2)水需要の精査確認」のところに需要予測のことが出てくるわけです。ですから、独立の項目にして水需要予測についての考え方を書くか、もしくは「水需要の精査確認」のところに関連して書くかの問題だと思いますが、ある程度書いてあるとは思います。ですから、「1基本的な考え方」のところではもう少し需要予測のことも触れておく方がよいのではないでしょうか。冒頭の「従前」というところで、これは水需要予測の積み重ねをもとにしてやってきた、しかしこれはちょっとまずいということを言っていますから、最後の結びのところでもやはりそれを書いておかないといけないかもしれません。

あと、精査確認のところで、特に水需要の予測ということに関しての項目として明確に 書くか、もしくは独立の項目としてまとめておくか、どちらでもよいと思います。

池淵部会長

今、寺川委員、それから寺田委員のご意見で、「1基本的な考え方」の一番下に少し書いてはどうかというご指摘がありました。前回の議論の時は「水資源開発は原則として行わない」ということをクローズアップする形で記述し、あとの部分については、冗長とは言わないが、それが少し弱くならないか、という意見もあって消した経緯もあろうかと思います。今の「1基本的な考え方」のところにまとめさせて頂きたいと思います。また、ここにおいては水需要の予測の締めもないので、それも「1基本的な考え方」の最後のところで書いておくとしたいと思います。

それから、今本委員からご意見があったように、水需要の精査確認の中から拾い出して独立させるか、或いは水需要の精査確認の中で水需要予測が触れられているが、水需要の予測で描いているものをもっと注記して水需要の精査確認の中に入れるか、それはちょっと考えさせて下さい。

今本委員

私は、水需要の予測の問題は利水の問題の出発点だと思います。需要予測が過大であった、現状に比べて大き過ぎているということが、様々な問題の出発点になっているのです。ところが、基礎原案では、そのことは全く課題として取り上げられてないのです。つまり、管理者側はその意識がないと言わざるを得ないということです。この点は問題の出発点なのです。全くその点がこれに触れられていません。しかし、過大であるということは何度も指摘を受けていますし、委員会、或いは部会でも議論になった点です。ですから、ここはきちっとそう書くべきだと思います。

川上委員

提言をもう1回読み直しますと、提言の4-13ページの「4-4利水計画のあり方」のと

ころに「(1)精度の高い水需要予測」とありまして、「これまでの水需要予測は、利水者・ 自治体等による用途別・地域別水需要の現在および将来の予測を積み上げたものであるが、 利用実績に比べて過大であるうえに、予測手法や予測に用いた原単位や諸係数が公表され ていないという不満があった」と具体的に指摘しているわけなのです。

それで、水需要の精査確認については、精査確認すべきは水利権者から出てくる数字の字面の突き合わせだけではないはずです。その数字がどういう根拠に基づいて出てきたのかを精査確認しないと何の意味もないわけです。ですから、新たな水需要予測の手法というのはこの精査確認すべき事項の1つであると思います。

河川管理者にはそこまでの権限はないかも知れませんが、これまで3年弱、流域委員会で議論してきた重要な問題ですから、流域委員会としては、きちんとこのことを精査確認の中に組み込むべきであると私は考えます。

池淵部会長

基本的には、基礎原案に触れられてないということと同時に、課題と、それからこういう考えのもとでやるべきではないかという意見が、水需要の精査確認のところで少し入っておりますので、そこから少し引き出して「水需要の予測」という項目をつくるという形で編集させて頂けますでしょうか。

寺川委員

水需要の精査確認の重要性については、いわゆるダムによる水や川の水だけではなくて、節水だとか再利用とか、そういったことを含めた精査確認をということを指摘しているわけです。私が懸念しておりますのは、結果としてそういうことになったのかもわかりませんが、過大な水需要予測をしてきたということがあります。それが現在、大阪府府営水道や阪神水道企業団がダムから撤退したいと言っているわけです。ということは、ある意味、まだ答えをきちっと出してないのですが、精査確認のおおよその答えは出ているといえると思います。しかし、それに対して既に滋賀県は「いや、それでは困るよ」と言われた場合、これは利水者でもないわけです。その辺は、整備局としてどうしても乗り越えていかなければいけない部分だと思います。

ただ、自治体との連携については「自治体と連携してやっていきます」ということですが、連携しましょうと言っても、滋賀県はもう既に困ると言っているわけです。滋賀県は丹生ダムと大戸川ダムの計画を進めているわけで、これまでも意見が出ていますように、県の方からは「ダムはつくってほしい」という意見を既に明らかにされているという状況の中で、どのようにその辺をさばいていくのかということがあります。さばいていくというのは適切な言葉ではないかもわかりませんが、一所懸命その辺を話し合って正当な解決を得ていくという仕組みや考え方、時間がもうあまりないのですが、その辺が必要ではないかなという感じがするわけです。

川上委員

寺川委員は、現実に起こっている様々な事象についてご心配なさっていらっしゃいますが、現実の滋賀県や大阪府の動きというのはまだ流動的でありまして、そういうことを踏まえて我々が意見書の内容を変更しなければならないということはないと思います。我々は、良識ある一般人かどうかわかりませんが、そういうセンス、姿勢で判断すべきでありますし、学識経験者として参加してらっしゃる方は自分たちの専門的な知識に基づいて判断すべきであって、現実の事象にとらわれていたら、我々は右往左往しなければいけないことになるわけです。しかも、現実にその問題に取り組まれるのは河川管理者であって、河川管理者は我々の意見や提言に基づいて、それを尊重して行動されるということなので、あまり現実の新聞の記事等にとらわれることはないと思います。

荻野委員

確かにこの意見書は、基礎原案に対する意見書であります。利水部会の中で、今までの議論の中に現実の問題と、それからフルプランも含めて様々な問題をディスカッションしてきました。基礎原案に対して利水部会が歩み寄ったといいますか、表現をやわらかく、河川管理者に対してもすり合わせがうまくいくようにという形で配慮されているのではないかと私は思います。

ところが、この新聞にもあるように、基礎原案に書いてある姿勢と新聞に出ている河川 管理者の姿勢が、だんだん離れていく感じもします。それをもとに意見書を書くとすれば、 厄介なことになろうかと思います。

ある程度の抽象的な文言になろうかと思いますが、今回のこの意見書はあくまでも基礎 原案に対する意見書であって、次に原案をつくられる時にはこのことはきっちり書いて下 さいよという形になると思います。次の原案にはこういうことが大切なのですよというメッセージを書くのだろうと思います。そこだけきちっと書ければ、資料がたくさん出され ておりますので、我々のディスカッションの過程を見て頂ければ、どういうことがディスカッションされたかわかって頂けると思います。

ですから、次の河川整備計画を立てる時には、必ずこのことはまず頭にスタートラインとして置いて頂きたいと思います。少なくともここは確認して下さいということであろうかと思います。河川管理者におかれましては少なくともこのことだけは理解して欲しいということで書かれていると理解すれば、そうむちゃくちゃにおかしい感じはしないように私は思います。

確かに需要予測は文言として意見書案の中にはありませんが、例えば 2 ページの一番下の「水利権審査にあたっての水需要」と書いてあります。こういうことは、現在の水利権審査とも読めます。それから現在ダムにかかっている水需要は水利権を申請することになります。その水利権を申請する時にこれが適切かどうかというところで判断できると、私はそのように理解したのです。ごくわかりやすくという意味においては、水需要予測ということをどこかにきちんと書かれて明確にしておくことがもちろん大切だと思います。

それから、もう 1 つちょっと批判になりますが、ここで議論していることは技術的な問題です。今日の新聞資料の中にありますが、そこにもう 1 つ、根源的な問題は国の補助金

制度であると書いてあるわけなのです。すなわち、大阪府と滋賀県の問題や滋賀県の条例の問題は、水が必要かどうかという技術的な問題を超えて、財政的、補助金制度というところに問題がもう1つ潜んでいるので、もしも議論するとすれば、そういうことも書くことが必要です。利水部会では一切議論してこなかったのですが、底にはもう1つの大きな問題があるということだけは頭の中に入れておかないと、議論がこんがらがってしまうと思います。

池淵部会長

それでは、水需要の予測というのは項目をたてるということ、それから、基本的な考え 方の最下段の部分については、今頂いたご意見を文章化について、ちょっと考えさせて頂 ければと思います。よろしいですか。それをまた委員に意見をお尋ねして、当然また作業 部会でも意見を頂くこともあろうかと思いますが、そういう扱いをさせて頂くことでよろ しいですか。補助金の問題については書くかどうかはわかりません。他にどうでしょうか。 芦田委員長、今日お見えになって。

芦田委員

水需要の予測、抑制とそれに基づく精査確認ということは重要なことで、先ほど議論された通りですが、ダム計画に直接関わってくるわけで、これが出ないとダムの議論もできないわけです。ダムの議論はできたら 1 年以内にやりたいということを強く要望しているわけで、その辺りとの関連で、こちらの方も強力に進めてくれと、中に入っているかもわかりませんが、「早急に」とか、何かいうことを入れて欲しいなと思います。国土交通省は頑張っておられると思うのですが、とにかくこれが出ないとダム計画の議論ができないので、特にその辺り配慮して頂きたいなと思います。

植村部会長代理

それに関連してトーンの問題ですが、3ページの2)の水需要の精査確認の一番下の行です。芦田委員長が今おっしゃった「早急に」は入っているのですが、「実施されることを期待する」となっていまして、「期待する」というのをもう少しはっきり、期間を書くのは難しいかもしれませんが、トーンをはっきりした方がよいのではないでしょうか。

池淵部会長

わかりました。ずっとお互い早急にと言いながら、早急というのはこの 1 年以内というのはおおむね了解できているのかなと思ったりするのですが、河川管理者、そうですね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井) 申し訳ありません。がんばります。

池淵部会長

他どうでしょうか。もしご許し頂けるようであれば、先ほどのご指摘のところを修文して、皆さま方にもう一度配布させて頂いて返答を頂くということで、利水部会とりまとめ (案)としてはそういう扱いをさせて頂いてよろしいですか。では、そういう形で少し先に進めさせて頂きたいと思います。

整備内容シートについては、利水の方は、利水 - 1、2、3、4 という4 つです。利水部会の委員のご意見、それから流域委員会の方からの整備内容シートに対する利水の部分におけるご意見、指摘事項、実施検討の可否といったものについて、資料の4 - 1 を見て頂きますと、整理番号の29、30 というところに利水 - 1、2、3、4 という形で事業名、実施/検討、意見案という形のものをつくらせて頂いて、意見の指摘等の集約した内容をそこに描かせて頂いております。これにつきましても、項目は4 つですが、実施/検討というものについても、実施するものと条件つきで行うこと等も含めてご意見等を頂いておりますので、少しご議論をお願いしたいと思っております。

これをさらに集約する形で、第 部にも意見のとりまとめという形のものが諮られると思います。この辺りいかがでしょうか。特に利水 - 1 のところについて先ほども出ておりましたが、「『利水者の水需要について精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する』については実施可とするが、『水利権更新の際』にのみ行うのでは不十分であり、毎年、或いは少なくとも3年程度ごとに精査確認を行う必要がある」とあります。こういう意見の案としてまとめさせて頂いております。そういった意味合いで、前半は実施可だが、後段はそういう形のものをやるべきだと、必要があるという形になっております。

以下、文章の多寡はありますが、各委員から頂いたものをできるだけ箇条書きでなしに 集約する形での意見とりまとめを心掛けたところです。これについても少し、整備内容シ ートと見比べながら、ご意見を賜わればと思います。

今本委員。お聞きしたいのですが、整備内容シート膨大な資料ですが、これは付録か何かになって、これから 部の整備内容シートに対する意見のとりまとめ集約版が今後作成されるのですか。

今本委員

そうです。作業部会とりまとめ案です。これは、いろいろな委員のご意見を委員会としての意見に集約しようということで、とりまとめているわけです。もちろんそれ以外に各個人から出てきたものも資料としては残りますが、委員会としてはこの 1 冊です。ですから、今の利水 - 1 から 4、4 項目だけで、幸いにして時間的に 1 つずつ丹念に検討する余裕があると思いますので、どうぞ是非議論して下さい。

池淵部会長

利水 - 3、利水 - 4、特に利水 - 3 については、こういった形で検討、実施というようにして、その他については検討なり指摘、意見をつけさせて頂くとなっておりますが、利水部会の委員の方から見てどうでしょうか。

細川委員

利水 - 1 に関してなのですが、寺川委員の質問から水利権の期限のことが出ていて、やはり水利権更新時ではなくて定期的な精査確認が必要だなと思い、そういう内容の意見もさせて頂いたのです。ただ、水利権審査の内容について整備内容シートには項目を幾つか挙げているのですが、この中にはあまり毎年調べる内容ではないものもあるかも知れませんし、或いはできるだけ繰り返し精査を必要とするものもあるかも知れません。項目によっては、スパンを変えていってもよいのかも知れないなと思います。見直してみてちょっと考えが変わったのです。

川上委員

10月9日に寺川委員から河川管理者に出された質問に対して10月12日の検討会に出された回答を見ますと、「水利権更新の時に精査確認し」と書かれている件に関して、回答は、水利権更新の際だけではありませんと極めて簡単にお答えを頂いているのですが、具体的にどのようにされるのか河川管理者にちょっとお伺いをしたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

水需要の精査確認は水利権更新の際だけではないということです。それは、ダムの精査 確認を優先するのではないかという趣旨が含まれていたと思うので、水利権更新とはかか わらず、ダムに関係する時点には、あらゆる水需要について精査確認するという意味です。

川上委員

整備内容シートの意見案のところでは、毎年、或いは少なくとも3年ごとにとなっていますが、この点に関してはいかがですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

多分、先ほど細川委員が言われた様に、できる部分とできない部分がありまして、水需要という言葉があいまいになっていると思いますが、実際の水需要と水需要予測というのがありまして、利水者から提出される水需要予測については、提出された段階でしか精査確認のしようがないということです。利水者の水需要予測をどう精査するかと言われると、提出されたタイミングしかないという意味なのですが、それは明らかに水利権審査の際には精査します。ただ、実際の水需要については、毎年と言わず日々これ管理しているというところですので、リアルタイムで全て公表するということは現実的に無理ですが、事実上日々管理しているという状況です。

川上委員

この回答書につけられた詳細な調書の内容を拝見しまして、これは大変な資料を頂いたなと思っております。当初許可年月日というのを見ますと、明治以前や大化の改新の頃や

国分尼寺建立の頃や、歴史的なことが書いてあって、貴重な資料を頂いてありがとうございました。

荻野委員

利水の 4 項目は、治水部門や環境利用の他の部門に対して、違った面があります。利水部門の部分は、国の制度的な問題と絡むところが大きいわけです。例えば、水利権の転用という問題 1 つ取り上げても、具体的な課題とともに、水利権転用の制度そのものをどうするかにかかってくるわけなのです。

ですから、なかなか言葉上はお互いに、流域委員会も水利権転用したらどうかと、水利権転用しないといけない、と言っています。河川管理者の方も理解されていると思います。ところが、具体的に水利権転用を実践的に考えますと、やはり国の仕組みとの関連で、なかなか具体化するわけにはいかないという面があろうかと思います。

基礎原案は、20年先、30年先を展望して、20年後、30年後に利水の仕組みがどうなっているか、ということを考えるのでありますから、もう少し河川管理者の方も国の制度や仕組みを流域委員会にわかりやすく説明して、問題点等を情報提供して頂くと、考えやすいと思います。

ということは、30年後の理想をせっかく言っているのに、制度が邪魔をしてなかなか進まないということであれば、制度そのものを、例えば目標を決めて、目標年限、例えば5年先、或いは10年先にはこういうことを目標にこういうことをやっていきたいということを考えていくのが、計画上、大事なことだと思います。

ただ、そういうことは意見書では文言として盛られていませんし、議論した経過もないので、意見だけです。我々のこの利水部会の難しさはそういうところにあるということを皆さまに知っておいて頂きたいと思います。

池淵部会長

整備内容シートでは4項目ですので、委員の皆さま方から頂いた意見の集約版としては、現時点ではこういう形で整理できるということです。これについては、他の部会の内容より項目が少ないということと、それから、踏み込みの程度があるのかもわかりませんが、今の時点で、整備内容シートの意見のまとめとしてはこの形で作業部会に提出させて頂くということでよろしいでしょうか。

寺田委員

利水のところは他のところと違って、整備内容シートと基礎原案の本体の中に入っている整備内容とが、基本的には同じなのです。整備内容シートの利水の部分は、具体的な事業が書いてあるわけではなく特殊なのです。ですから、他の部会は全部、基礎原案の第5章の各項目にわたる意見を出していますが、利水の部分は整備内容シートで言っていることが、原案の5章に対する意見でもあるということになります。

そこで、今気がついたのですが、利水 - 2 のところで、特に利水部会としての意見とし

て書いていますが、いわゆる利水安全度というものを前提にした考え方は問題があるということを指摘しています。これは重要な部分だと思います。特に利水安全度ということが前にも議論されたと思いますが、新たな水資源開発の必要性の 1 つの理由付けだったような感じがしたので部会で議論をしたと思います。そのことについての問題指摘がきちんと書き込めてないと思います。

これは、やはりどこかで部会長、申し訳ありませんが、先ほどの部会意見を再検討して頂く時に、利水安全度というものについて、利水部会で議論したところの基本的な考え方を書いておく必要があると思います。そうすることによって、整備内容シートの意見と一致すると思いますので、補充をお願いしたいと思います。どこにそれをどういう文章で書いたらよいかということは、私も意見を申し上げたいと思います。

芦田委員

その問題に関係すると思いますが、気候変動による少雨傾向について、今後の見通しは 不透明なところがあって、順応的に対応することになっているのですが、そういうものに 対する議論をしたのですかね、部会で。その辺り、ちょっと触れて頂いた方がよいかも知 れません。

池淵部会長

利水部会の意見案の4)の、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しのところに少し、 少雨化傾向について、一方的に決めるのではなく、その前にやることがあるという主旨で 書いてあるのですが、それをもっと肉づけした形でということですか。

寺川委員

今の部分は、大事な部分ですが、議論不足だと思います。

私が指摘しておきたいのは、少雨化傾向と言われていますが、そこに疑問を持っているのです。例えば第5回利水部会で整備局に頂いたデータがあるのですが、これは明治27年から平成10年までの日本の年降水量、琵琶湖流域の平均雨量ということで出してもらっているのです。ちなみに、明治27年から36年の10年間の総雨量と、それから平成元年から10年までの10年間の雨量を見てみましたら、そのトータルが、明治が17,693mmに対して、平成は18,031mmということで、雨量が増えているわけです。約18.7%ということになったわけですが、これまで整備局が出している資料を見ますと、例えば10年や20年というスパンで水需要予測等をして、それで雨量計算をしているわけです。ここで見る限りは、確かにその雨量が減っていると、少雨化だということが言えるのですが、この雨量を10年や100年のスパンではなくて、もっと長いサイクルで見ないと、少雨化ということは言えないのではないかと私は思います。

どの時点で線を引くかということによって変わってくるわけですから、そういった点では、もう少し長い目で見た時には必ずしもこれは科学的に正しくないという感じがここに出ています。線が引っ張っているところを基準に、雨量を計算しているわけですが、さら

に左の方を見ますと大分低いのです。上がり下がりがありますが、そういったところで見るとむしろ雨量は増えているのだ、ということを指摘しておきたいと思います。

池淵部会長

それでは、利水安全度のところの取り巻く分をどこまで書くかわかりませんが、少し考えさせて頂く形で、物によっては水需要の予測と、利水安全度を項立てにして作文をしてみることで検討させて頂ければと思います。

芦田委員

節水など、いろいろな対策によって対応することで、新規開発をしなくてもどれくらいの変動に耐え得るかという、そういう利水安全度というのですか。

それと、先ほどの降雨の経年変化、これは、確かに長期的に見ないとわからないと思います。特に最近考えられているのは、温暖化によって雪も降らなくなった、少雨傾向が少雨ではなくて少雪です。そういうことも考えておく必要があると思います。少雨傾向が今後も続いていくとは限らないと思いますが、変動はするだろうと思います。その時の、2割くらい下がっても持ちこたえられる対応力があるのかどうかだと思います。そういう安全度の議論について、今までに議論されたことを整理して頂きたいと思います。

池淵部会長

私なりに作文等をさせて頂きますので、よろしくお願いしたいと思います。

一般傍聴の方にもご意見を頂きたいと思いますが、その前に、河川管理者から何かご質問はありませんか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

利水部会意見案というのと整備内容シートへの意見をちょっと見比べていたのですが、 利水部会意見の 4 ページに「(2) 渇水への対応」というのがあります。ここで我々が新し く提案した渇水調整方式について述べられています。「投資に応じた渇水調整方式」につい てなのですが、今までの取水実績ベースで調整を行うと、水需要抑制につながりにくいと いう意味で、ある意味新たな渇水調整へのご理解を頂く一方で、「弱者切り捨て」という、 両論併記というか、よい面もあれば悪い面もあるという書きぶりになっているわけです。 しかし、整備内容シートへの意見の利水 4 のところを見ると、一方だけになっているとい う気がいたします。

池淵部会長

同時に、5 ページでは新たな渇水調整方式を考えてくれというよりも望まれると、こちらが提案できないといけませんね。先ほどご指摘頂いた整備内容シートのところと、それから利水部会意見のとりまとめ、さらにはそれを集約した意見書の 部について横並びで整合があるように、大きなところは齟齬がないと思っておりますが、部分的には若干もう

一回見直してみたいと思います。

槇村部会長代理

私、とりまとめをしたのですが、頂いた意見の中で書いたもので、漏れ落ちがあったかと思います。失礼いたしました。

川上委員

今の豊口課長のお話にあった、水量の確保努力に応じたといいますか、水利権の件ですが、ちょっと我々に河川管理者のご真意が伝わってないのではないかと思います。できれば、もう少し詳しく、新しい渇水調整のルールについてご説明頂けないでしょうか。要点だけでも結構です。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

今までは実際の取水量だけ、取水の実績の多い人が、渇水時においてもたくさん水が使えるというルールだったわけです。

その方式が公平なのか不公平なのかはご判断が分かれると思いますが、水をじゃんじゃん使っていた人がいつでも水が使えるというのは、流域委員会の提言の方向性と一致するとは思っていないということだけ、この場で申し上げておきます。

荻野委員

使った水量を基準に渇水時の使用水量が決められるというのは、おっしゃる通り節水の モチベーションが全然出てこないと思います。

ただ、投資に応じてということになりますと、新しい水利権は金をかけてダムをつくるが、古い水利権では、投資ゼロの水利権もあるわけです。ですから、そういう意味において、投資という言い方をすると弱者切り捨てになるのではないかという面もあるのではないかということです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

ちょっと誤解があって、「投資」を「投資額」だと思われているのだと思います。投資額という表現を使っていないということだけご理解頂きたいと思います。つまり、水資源開発をしたという努力、投資に対しての評価であって、それが高い投資であったか安い投資であったかをとっているわけではないということです。

川上委員

その評価の基準というのは、どのように設定されるのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

基本的には、水マネジメント懇談会の提言でも述べられていますが、水系ごとで検討す

るということですので、今後検討していく中で決めたいので今明言できませんが、基本的には、水量ということですかね。開発した水量が重要な要素にはなろうかと思います。

川上委員

今のお話をもとに、とりまとめ案のこの部分の記載の表現というか、書き方を変えなければいけないかと思いますが、その検討は今の豊口課長のご説明で、荻野委員、できますか。これを変えなくてもよいと思われますか、それとも変えた方がよいと思いますか。

荻野委員

水マネジメント懇談会の資料を出して頂いていますが、やはりどう見ても投資額がベースになると思います。それでよいのかと何回も聞いているのですが、そうではないとおっしゃるので、やはりこのように言わざるを得ないのではないかということになってしまいます。

河川管理者(近畿地方整備局 河川環境課長 豊口)

今見開いていたところに、ダムの容量が書いてあるところがあると思いますが、まさしくそれはダムの容量を示していて、投資額ではなく、ダムの容量なり水の量というところを示している図だと認識しているのですが、ちょっと見解が違う気がします。

寺川委員

水マネジメント懇談会では、投資の意味について、各利水者がダム等に確保した利水容量ということになっています。しかし、全然違うのでしょうかね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

今の件なのですが、基本的に水マネジメント懇談会でも、そのどのようにするかは、完全に各流域に任されているのです。確保している水というのは、それこそ大昔からの水から、最近の水からと、そういうのをどう評価していくかというのは、どうするかというのはまさに考えなければいけなくて、難しい問題があります。どうできるという話が、今はこういう考えですよというのが我々側に決ったものがあるわけでもなくて、ダムの容量なのか、水利権なのか、投資額なのか、その辺はいろいろ考え方があると思います。

ただ、平たく言った時に、今の渇水調整は、水利権確保なりその水源確保ということに 一生懸命努力してきた人も、努力してこなかった人も、水の使用量に応じて、結果の平等 を与えているということになっています。それでよいという判断もあるのですが、節水の 努力をした人を優遇して、努力してこなかった人に優遇しないという考え方も発想として はあるという、そういうレベルでお考え頂いた方がよいと思います。

寺川委員

それは、ここの表現でも、「弱者切り捨てにつながるおそれがあり」ということで、全面

的に絶対駄目という評価ではないのです。やはりこういう表現はきっちり議論して詰めて おかないと、新たな水資源開発につながると思います。このやり方はね。ということを指 摘しておりますので、ここだけ心して頂ければよいと思います。

池淵部会長

今日は利水部会としては最後になると思っております。短い時間しかありませんが、一般傍聴の方から、今日我々が議論した内容、或いは委員会の意見とりまとめの利水に関連してご意見なりご指摘を頂ければと思っておりますので、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

傍聴者(千代延)

吹田の千代延です。これはお願いです。

今日はどういう意見書案が出るかと思っていました。精査確認を一体いつまでにするのかという心配もしておりましたが、「早急に」という言葉で明快に出ていますし、その他についても、遠慮をされることなく、ずばり言い切っておられると思いました。ありがたく思います。

どなたかおっしゃいましたが、水需要予測が過大であるということがいろいろな矛盾に 結びついておりますので、その辺りを補強して頂いて意見書を仕上げて頂きましたらと、 感想を持っております。

それから、今日寺川委員から、日本経済新聞の記事についてお話がありましたが、新聞ですから、100%どうのこうのというのは問題だと思いますが、何人かのチームで具体的に調査をして仕上げているもので、概要としてはよくまとまっていると思います。記事を見る限り、ダムや利水や治水やいろいろな問題で、自治体、国土交通省、利水者、地元の利害が複雑にからみ、ベクトルが全然合わないとか、全く反対になっているところもあります。そういう中で、やはり私ども一般市民が期待しておりますのは、こういった委員会、一段高い学識をお持ちの方、それから見識、良識の高い方によって構成されている委員会ですから、それこそいろいろな雑音に惑わされることなく、こうなれば思い切って明快にずばりと意見書を出して頂きたいということをお願いします。

今、日本シリーズをやっておりますが、ツーアウト満塁、ツーストライクスリーボールという時に何を投げるかと言ったら、いろいろなことを考えてもしようがないわけですね。これが一番よい球だと思うボールを投げる以外ないと思います。どうか、あまり雑音に悩まされず、皆さまの信念のあるところをずばり出して仕上げにして頂きたいと思います。

長い間、どうもありがとうございました。

池淵部会長

他は、どなたかありますか。よろしいでしょうか。

庶務、その他ということで何かありますか。利水部会としては、もうこれで開催しない ということで、よろしくお願いしたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

今日の利水部会意見のとりまとめ方ですが、今日の修正案を部会長が書かれて、それで 一度委員の方に送って、1 回意見募集をしてから最終確定をするということでよろしいで しょうか。確定は部会長に一任ということで、この進め方でよろしいですか。

池淵部会長

そうさせて頂いてよろしいでしょうか。

わかりました。そういう形で進めさせて頂きたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、今、委員の方々の意見募集を、意見書の第 部案、第 部案、あと整備内容 シートへの意見とりまとめ案、行っておりますので、よろしくお願いいたします。26 日が 締め切りです。

それでは、これにて、淀川水系流域委員会第 5 回利水部会を終了させて頂きます。ありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議(2002/7/16 開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1.議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
- 2.確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3.延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。